

第3のビールや発泡酒に GMトウモロコシ

毎日新聞(2015年11月10日)によると、毎日新聞が実施したアンケートで「発泡酒」や「新ジャンル」(いわゆる第3のビール)に遺伝子組み換え(GM)とうもろこし由来の原料(液糖)が使われる実態が明らかになった。

現在、日本では加工用のトウモロコシをほぼ全て輸入で賄っている。日本の最大の輸入先である米国では栽培の約9割がGMのため、輸入トウモロコシの大半がGMであり、家畜の餌や液糖などに使われている。

GMトウモロコシ由来の液糖(コーンシロップ=異性化糖(別名「ぶどう糖果糖液糖」「果糖ぶどう糖液糖」)は清涼飲料水をはじめ多くの加工食品や菓子などに使用されているがGM表示はされていない。

日本のビールは「コーンスターチ」を原料に含む製品が主流だが、ビール会社はコーンスターチはGMではない分別したトウモロコシを使用する慎重な姿勢を見せてきた。

知らぬ間にGMに切り替え

10月に毎日新聞社が国内ビール大手4社(アサヒビール、麒麟ビール、サッポロビール、サントリービール)にアンケートをしたところ、ビールは原料にトウモロコシを使わないサントリーを除き、3社とも分別された「非組み換え」トウモロコシを使用。しかし、発泡酒と新ジャンルでは4社ともこれまで非組み換えトウモロコシからできた液糖を使っていたのが不分別(GM)に切り換えていたのだ!

その時期について、サントリーは「2015年2月製造分から」アサヒは「3月から」、麒麟は「2015年に入ってから」。サッポロは時期を明らかにしていない。

ビールに比べ価格の安い発泡酒や第3のビールの原料(液糖)がコストの安いGM不分別品に切り換えられ、消費者の知らぬ間にGMになっていたのだ。表示が義務付けられていないから消費者は知らずに飲んでいる。

ドイツの場合

ドイツでは、ビールと名乗るにはその材料、製造方法などを厳格に規定する「ビール純粋令」がある。ビールの名称は、麦芽、ホップ、水、酵母のみを原料とするものだけに認められる。



EC発足に際して、1987年、欧州裁判所は、ビール純粋令は保護主義を禁じているローマ条約に間接的に違反しているとの判断を下した。この結果、ビール純粋令はドイツ国内の醸造業者によるドイツ国内向けのビールの醸造のみを対象とすることとなり、国外への輸出ビールや国内への輸入ビールには適用されなくなった。

ドイツ国内の醸造所の多くはビール純粋令の規定によりドイツビールの品質が支えられ、市場競争力を得ているものと考えており、これを指針としてビール作りを続けている。例えば、バイエルンの醸造業者は、1993年の法制化にて上面発酵ビールでは使用を認められている砂糖も使うことなく、従来のビール純粋令に従って醸造している。理由は、ビール純粋令に従って醸造したビールは消費者から支持を受け、ブランドを守ることができるからである。

* * * * *

日本のビールメーカーもドイツの醸造業者のようにビール作りに誇りを持って、本物のものづくりを目指してほしいと思う。日本の場合、GMの使用量が多い食品がGM表示を免れているのは法の不備であり、GM農産物の輸入元であるアメリカへの迎合というしかない。少なくとも消費者がGMでないものを選択できるよう、GMの表示を義務づけることが不可欠である。EUではスーパーなどの販売店のみならずレストランでの表示も全品目義務付けられている。

(参考：安田節子(食政策センター主宰)「いのちの講座」No.97、
ウィキペディア)